

国民の世論と運動で、「社会保障・税一体改革」をやめさせ、社会保障拡充への転換を！

ほっかいどうの社会保障

2013年8月29日 北海道社会保障推進協議会 Tel:011-758-2648 FAX:758-4666

介護制度の改悪やめて、抜本的改善を！

「要支援」予防給付継続・利用者負担増の中止など 自治体へ要請開始



介護に笑顔を！道連絡会は、道内の自治体議会に対して、「要支援者に対する介護予防給付継続と利用者負担増の中止を求める」国への意見書提出の陳情をはじめました。

8月28日には、石狩管内の市町村議会を訪問しました（江別市、千歳市、北広島市、恵庭市、当別町、新篠津村）。

意見書項目

- 1 要支援者に対する介護予防給付を継続すること。
- 2 利用者負担を増やさないこと。
- 3 介護保険財政に国が責任を持つこと。

10月からの国会には、改悪実施時期法案提出を準備

安倍政権は、8月21日、社会保障制度改革国民会議報告書を受けて制度改悪の実施時期を決めるプログラム法案大綱を閣議決定しました。具体的な改悪内容（下表）は、来年度の通常国会までに決めて、2015年度から実施しようとしています。

「要支援」予防給付継続等の意見書

（すでに6月議会で採択した市町村）
札幌市・函館市・根室市・網走市・伊達市・
美唄市・石狩市・芦別市・士別市・歌志内市
仁木町・むかわ町・新ひだか町・広尾町・標
茶町（北海道市議会・町村議会議長会より）

地域支援事業の見直しと併せた地域の実情に応じた要支援者への支援の見直し（要支援者の予防給付は ずし ）
一定以上の所得を有する者の利用者の見直し（利用料の2倍化：高額所得者ではない。課税世帯が対象か）
補足給付の支給要件に資産を勘案する等の見直し（低所得者の介護施設利用者の食費・居住費の値上げ）
特別養護老人ホームに係る施設介護サービス費の支給対象に見直し（要介護3～5に限定）

利用料を値上げする「一定以上の所得額」など9月から議論開始（社会保障審議会・介護保険部会）

* 北海道の65歳以上の住民税課税人数（2011年度介護保険料）47万人（138万人中34%）

「要支援」認定者が介護制度を利用できなくなったら 事例集約中

○通所介護を利用する80代女性（要支援1） 週2回月8回利用

一人で運動を続けるのは難しく、外出もできない。利用できなくなったら、交流なくなり、家でテレビを見ているだけに。入浴は介助が必要。

○訪問介護（ヘルパー）を利用する70代女性（要支援2） 週2回利用

膝の痛み強く、人工関節置換のため禁止動作あり、室内ようやく移動可。めまいもあり転倒の危険もある。掃除、調理などの家事は困難。低年金のため、保険外されると負担できない。

今年度版「道民のくらしに役立つハンドブック」学習会

社会保障マスター養成（公開）第1講座です

講演 「すぐに使える、くらしに役立つ社会保障制度」

講師 佐藤宏和氏（北海道生活と健康を守る会連合会事務局長）

生きていくことされ大変の状況が広がっています。すぐに使える、くらしに役立つ制度について、2013年度『道民のくらしに役立つハンドブック』を使って学びます。生活相談にも役立ちます。

日時 9月5日（木）18時30分～

資料代 500円

場所 北海道民医連会館 3階会議室（札幌市北区北14条西3丁目）

新ハンドブックできました。

8月末発売開始

生活保護
など新基準
に変更、障
害者制度な
ど加筆しま
した。
4ページ増



定価 200円
申し込みは道社保協まで